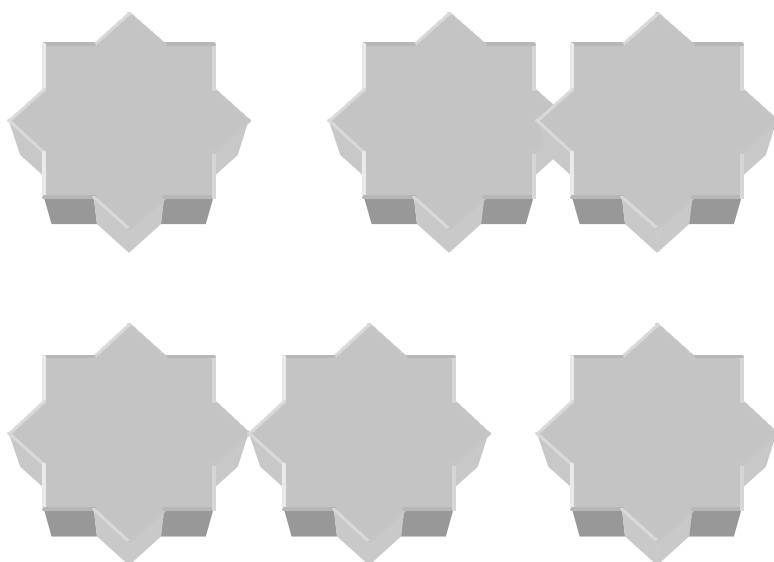


平成 14 年版
見附市の環境



新潟県見附市

目次

第1章 見附市の概況.....	1
第2章 監視観測結果でみる環境の現況.....	2
1 大気汚染の現状.....	2
ばい煙発生施設.....	3
2 悪臭の現状.....	3
3 騒音・振動の現状.....	4
(1) 環境騒音.....	4
(2) 高速自動車道周辺の騒音.....	5
(3) 新幹線鉄道騒音・振動.....	6
(4) 工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動.....	6
4 水質汚濁.....	7
(1) 公共用水域.....	7
(2) 特定事業場.....	8
5 土壌汚染、地下水汚染.....	8
6 化学物質による環境汚染.....	9
(1) ダイオキシン類.....	9
(2) その他の有害化学物質.....	11
7 公害苦情申立.....	11
8 廃棄物.....	11
(1) 一般廃棄物.....	11
(2) し尿.....	14
第3章 環境保全のために講じた施策.....	15
1 大気汚染の防止.....	15
(1) ばい煙発生施設等の指導.....	15
(2) 見附市清掃センターダイオキシン類恒久対策工事.....	15

(3) フロンガス回収.....	16
2 騒音・振動の防止.....	16
(1) 北陸自動車道騒音の対策.....	16
(2) 上越新幹線騒音の対策.....	16
(3) 工場等の騒音振動の対策.....	16
3 水質汚濁の防止.....	17
(1) 信濃川水系水質保全合同河川パトロール.....	17
(2) 生活排水の処理.....	17
4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策.....	17
(1) 一般廃棄物収集.....	17
(2) 資源ごみ回収.....	18
(3) 集団回収の奨励制度.....	20
(4) 生ごみ処理容器購入費補助.....	20
5 環境美化のための施策.....	20
(1) クリーン作戦.....	20
(2) 環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業.....	21
(3) 空き地の適正管理指導.....	21
(4) 廃棄物不法処理防止連絡協議会.....	21
6 害虫発生を抑制するための施策.....	21
(1) 側溝清掃事業.....	21
(2) 防疫薬剤の配付.....	22
(3) アメリカシロヒトリ防除.....	22
7 動物に関する施策.....	22
(1) 野生動物の保護.....	22
(2) 探鳥会の開催.....	22
(3) 犬の登録.....	22
(4) 有害鳥獣の駆除許可.....	23
8 環境に関する啓発.....	23
(1) 看板デザインコンテスト.....	23
(2) 環境リサイクルフェアの開催.....	24
(3) ごみ環境問題検討懇談会.....	25
9 環境生活課の機構と事務内容.....	26

第1章 見附市の概況

本市は新潟県の中央部、信濃川水系刈谷田川の下流域に位置し、東側が丘陵地帯、西側が平野部で周囲70km、東西11.5km、南北14.7kmの菱形をしていて面積は77.96です。隣接する市町村は東に栃尾市と下田村、西に中之島町、南は長岡市、北に栄町の5市町村があります。

肥沃な土地を利用した農業とともに繊維産業を基幹産業としており、繊維産業は染色、織物、ニットなどの総合繊維産地を形成しています。また、北陸自動車道などの高速交通体系を生かし、市西部に整備された県営産業団地への企業の誘致を進めながら、第3次総合計画で掲げた「トータルファッションシティの創造」を基本姿勢に、さらなる躍進を目指しています。

気候

年次	気 温 ()			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	
	平均	最高	最低		年間降雨量	日最大
平成9年	13.1	36.2	- 5.2	80.1	1,926.5	70.0
10年	13.8	36.4	- 6.8	81.3	2,213.5	116.0
11年	13.5	37.8	- 7.5	78.9	2,119.0	95.0
12年	13.2	38.3	- 5.2	73.3	1,686.0	80.5
13年	13.1	34.9	- 2.2	72.9	1,828.5	55.5

人口及び世帯数

年次	人 口			世帯数
	総 数	男	女	
平成10年	44,617	21,568	23,049	12,266
11年	44,576	21,556	23,020	12,405
12年	44,537	21,538	22,999	12,532
13年	44,543	21,537	23,006	12,654
14年	44,478	21,537	22,941	12,740

(住民基本台帳登録人口 各年1月1日現在)

第2章 監視観測結果でみる環境の現況

1 大気汚染の現状

大気汚染は、工場などから排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん、自動車などから排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素などによって引き起こされます。これらは人の健康や生活環境に悪い影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化や酸性雨の原因にもなっています。これら物質は大気汚染防止法により、工場及び事業場からの排出が規制されています。

新潟県は大気汚染の未然防止のため、県内に一般環境大気測定局を設置し常時監視しています。

主な大気汚染物質と人体などへの影響及び環境基準

汚染物質	主な発生源	人体などへの影響	環境基準
硫黄酸化物 (SO ₂ 、SO ₃ など)	工場やビルで使用する燃料に含まれる硫黄分が燃焼に伴い排出。	呼吸器を刺激し、気管支炎や喘息などの症状を起こします。 酸性雨の原因物質。	二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.01ppm以下
窒素酸化物 (NO、NO ₂ など)	工場、ビル、自動車、家庭などで使用している各種燃料の燃焼に伴い排出。	粘膜を刺激し、呼吸気道及び肺に障害を与えます。 酸性雨の原因物質。	二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
オキシダント (OX)	工場、ビル、自動車などから排出される窒素酸化物、炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こして生成。	目を刺激し、頭痛、めまいを起こします。	光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下
浮遊粉じん (ばいじん、浮遊粒子状物質)	固体物質の破碎や燃焼過程から発生、ディーゼル車の自動車黒煙もあります。	気管支炎などの症状を起こします。	浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/以下、かつ1時間値が0.20mg/以下

注)

「ppm」は100万分の1を表す。例えば、二酸化窒素1ppmは1の空気中に1の二酸化窒素が混入している状態。

ばい煙発生施設

大気汚染の原因となる、ばい煙や粉じんを排出又は飛散する施設は、大気汚染防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）により排出規制等が行われています。

県では、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設または特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場に対して随時、立ち入り検査を実施しています。

市内のばい煙等発生事業所状況（平成14年3月末現在）

ばい煙発生施設	一般粉じん発生施設	特定粉じん発生施設
37	0	0

2 悪臭の現状

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場における事業活動に伴い、発生する特定悪臭物質を定め、生活環境を保全することを目的としています。また、県条例では法令を補う目的で、規制地域内での規制対象業種（5種類）を定めています。

悪臭の規制は物質濃度規制と臭気指数規制があります。

市内の県条例に係る特定施設数（平成14年3月末現在）

施設の種類	特定施設数	指定地域
飼養施設	1 (ふん尿処理施設も併設)	第1種区域
し尿処理施設	1	第3種区域

県条例に基づく規制基準

区域の区分	敷地境界線上の臭気濃度	煙突等排出口の臭気濃度
第1種区域（住居・商業地域）	10	1,000
第2種区域（準工業地域）	15	2,000
第3種区域（工業地域）	20	3,000

3 騒音・振動の現状

騒音や振動の主な発生源として、工場・事業場の操業、建設作業、自動車の走行があります。環境基本法では騒音・振動に対して、人の健康を保護し、生活環境を保全するために環境基準を定めています。騒音や振動の発生を抑制するため、騒音規制法、振動規制法及び県条例では、生活環境を保全する必要がある地域を指定し、特定工場等及び特定建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制しています。

(1) 環境騒音

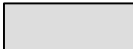
当市では、環境基準の達成状況を把握するために一般地域で6地点、道路に面する地域で6地点の計12地点で環境騒音の測定を実施しています。調査方法は簡易方法(昼間4回、夜間3回)の測定です。

平成13年度の測定結果は、昼間・夜間とも環境基準に適合した地点は4地点、いずれかで適合したものの5地点、いずれの時間帯も適合しなかったものの3地点という結果でした。

環境騒音の測定結果(平成13年度)

地域の類型	地域の区分	測定地点	測定値(単位:デシベル)	
			昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域	一般地域	上新田町 395-20	49	48
		昭和町 1丁目 6-1169	50	37
	道路に面する地域	柳橋町 253-7	66	55
		本所 1丁目 13	65	59
B地域	一般地域	南本町 1丁目 3	61	40
		今町 1丁目 19	55	47
	道路に面する地域	学校町 2丁目 7-9	65	63
		今町 2丁目 10-15	70	62
C地域	一般地域	新町 1丁目 11	50	41
		今町 5丁目 36-879-9	51	46
	道路に面する地域	本町 4丁目 3-19	62	49
		今町 7丁目 9	70	64

注)

 は環境基準を超えたことを示す。

騒音の環境基準

地域の類型		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
一般地域 (道路に面する 地域以外)	A A地域	50	40
	A及びB地域	55	45
	C地域	60	50
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上	60	55
	B地域のうち2車線以上及びC地域	65	60

注)

A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静寂を要する地域。

A：専ら住居の用に供される地域。

B：主として住居の用に供される地域。

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

(2) 高速自動車道周辺の騒音

北陸自動車道沿道地域の騒音の状況を把握するため市内3地点で騒音測定を実施しています。平成13年度の測定結果の環境基準適合率は、昼間及び夜間とも100%でした。

北陸自動車道騒音の測定結果(平成13年度)

環境基準類型	測定地点	測定値 (単位:デシベル)	
		昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
Bに相当	下関町乙 3246	56	53
Bに相当	下関町乙 493	55	53
Bに相当	下関町丙 2029	53	51

(3) 新幹線鉄道騒音・振動

上越新幹線沿線地域の騒音対策を推進するために、県では昭和 57 年度の新幹線開業以来、市内の芝野を調査地点に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の調査を実施しています。

芝野地点における新幹線騒音の環境基準は 70 デシベルですが、平成 13 年度の測定値は 73 デシベルでした。上越新幹線沿線地域の騒音レベルの平均値は、J R 東日本が実施してきたレール削正等の騒音対策の効果により漸減していますが、ここ数年は横ばい状態です。

県は、上越・東北新幹線沿線の都県と連携して、J R 東日本や国に対して各種騒音防止対策を更に推進するように要請しています。

(4) 工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動

市内では、騒音規制法、振動規制法及び県条例で指定された地域内で、政令及び県条例で定める特定の施設を設置、作業を行う場合は届け出ることとなっています。そして騒音、振動の大きな建設作業を規制の対象としています。

平成 13 年度末の届出数は下記のとおりとなっています。

騒音規制対象工場等累計届出数（平成14年3月末現在）

	計
騒音規制法	108
県条例	218

振動規制対象工場等累計届出数（平成14年3月末現在）

	計
振動規制法	94
県条例	56

特定建設作業の届出数（平成13年度）

騒音	くい打作業	さく岩作業	バックホ作業	トラクターショベル作業	計
	4	1	1	1	7
振動	くい打作業		ブレーカー作業		計
	4		1		5

4 水質汚濁

水質汚濁の原因として、工場・事業場からの排水や一般家庭の生活排水などが考えられます。

環境基本法では、公共水域の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準と、生活環境の保全に関する基準が定められています。

また、水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定施設を有する工場及び事業場（特定事業場）からの排水及び地下浸透水について基準を定め規制しています。

県では、国が定めている排出基準にかえて、信濃川水域等 12 水域で上乘せ排出基準を定め規制しています。また、県条例により、水質汚濁防止法に定める特定施設以外の施設を有する工場・事業場からの排水についても規制しています。

（１）公共用水域

昭和 46 年 5 月 25 日に刈谷田川が環境基準の類型指定されました。県が刈谷田川の中西橋（環境基準点）明戸橋（監視補助点）重遠橋（補足調査地点）で調査を実施しています。

生活環境項目の調査結果（平成13年度）

測定地点		類型	ph	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
刈谷田川	中西橋	B	7.1	11.0	1.1 (1.3)	12	3,700
	明戸橋	B	7.6	11.0	2.2 (2.3)	24	4,900
	重遠橋	B	7.2	-	-	6	-
環境基準		B	6.5～8.5	5以上	3以下	25以下	5,000以下

注)

ph：水素イオン濃度。水の酸性、アルカリ性の度合いを示す。中性は7でこれよりも高いとアルカリ性（最高14）、低いと酸性（最低0）。

DO：溶存酸素量。水中に溶解している酸素の量で数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

BOD：生物化学的酸素要求量。水中に溶け込んでいる有機物（汚染物質）が、バクテリアによって分解するとき必要な酸素量をいい数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

SS：浮遊物質量。水中に浮遊する物質をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

大腸菌群数：大腸菌は人体の腸内にも生息するもので、それ自体健康に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合は排泄物が混入し、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性があるため、公衆衛生上の問題となりえる。

(2) 特定事業場

水質汚濁防止法では、河川・湖沼など公共用水域の水質汚濁防止のために、特定施設を有する工場・事業場に届出を義務付け、排出基準を設けて規制しています。市内での水質汚濁防止法及び県条例による特定事業場の数は、103(平成14年3月末現在)となっています。県では立入検査を行い、排出基準の遵守状況や排水処理施設の維持管理等の状況監視を行っています。

5 土壌汚染、地下水汚染

土壌については農用地も含め全ての土壌を対象に、27項目の有害物質について環境基準が定められています。昭和57年に環境庁が実施した地下水汚濁実態調査の結果、全国的に発ガン性の疑いがあるトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤が検出されたのをうけ、平成元年には水質汚濁防止法の一部が改正され、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが有害物質の指定を受け、排出基準が定められるとともに有害物質の地下浸透の禁止と都道府県知事による地下水の水質監視が義務付けられました。

近年、企業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な汚染調査の実施に伴い、工場跡地等における土壌汚染が顕在化しており、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が、平成14年5月22日に成立しました。

6 化学物質による環境汚染

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が燃焼する過程で自然にできてしまう副生成物です。通常、無色の固体で水に溶けにくく、蒸発しにくいという性質を持っている反面、脂肪などには溶けやすいという性質があります。また、他の化学物質や酸、アルカリにも簡単に反応せず、安定した状態を保つことが多く、太陽光の紫外線で徐々に分解されるといわれています。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車の排気ガスなどの発生源があります。

現在のダイオキシン対策は、平成11年7月に成立し、平成12年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法により進められています。大気・水・土壌の環境基準が決められるとともに、規制対象となる施設の範囲が拡大され、施設の届出、排出基準の遵守、排ガス・排出水中のダイオキシン類による汚染状況の測定等が義務づけられました。

ダイオキシン類環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/以下 (年平均値)
水質	1 pg-TEQ/L 以下 (年平均値)
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

ア 一般環境のダイオキシン類調査

県では、平成10年度からダイオキシン類の汚染状況調査を実施していますが、平成13年度は市に関連する河川の水質と底質の調査を実施しました。

いずれの測定値も環境基準値以下でしたが、ダイオキシン類は焼却施設等からの排出や、過去に使用した農薬にも含まれている可能性がありますので、さらなる調査研究が必要であると同時に、今後も、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監視、流域の発生源に対する指導を強化して排出抑制に取り組んでいく予定です。

ダイオキシン類調査結果(平成13年度)

媒体	調査地点	調査年月日	ダイオキシン類濃度	環境基準値
水質(河川)	中西橋(刈谷田川)	H13.9.18	0.45 pg-TEQ/L	1
		H13.11.20	0.52 pg-TEQ/L	
水質(底質)	中西橋(刈谷田川)	H13.11.20	4.3 pg-TEQ/L	150

イ 見附市清掃センター

ダイオキシン類対策特別措置法では毎年 1 回以上の自主検査が義務づけられ、清掃センターのダイオキシン類恒久対策工事により平成 13 年度の検査結果は、平成 14 年 12 月以降の新排出基準値をいずれも下回りました。

媒体	採取年月日	測定箇所	ダイオキシン類濃度	新排出基準値
排ガス	平成 14 年 2 月 13 日	1 号炉	0.00031 ng-TEQ/ N	10
		2 号炉	0.0033 ng-TEQ/ N	

ウ 見附市一般廃棄物最終処分場

清掃センターからの焼却灰等を埋立てる最終処分場では排水処理の結果、放流水、地下水とも新基準値を下回りました。なお、粗大ごみ焼却炉は平成 14 年 12 月 1 日から施行される構造基準に適合しないため、平成 14 年 11 月 30 日で閉炉となりました。

放流水等の検査結果

検体	採取日	ダイオキシン類濃度	新排出基準値
放流水	平成 14 年 1 月 10 日	0.68 pg-TEQ/L	10
地下水（上側）		0.0014 pg-TEQ/L	1
地下水（下側）		0.00011 pg-TEQ/L	1

粗大ごみ焼却炉

検体	採取日	ダイオキシン類濃度	新排出基準値
排ガス	平成 13 年 12 月 26 日	0.63 ng-TEQ/ N	10

ダイオキシンにはいくつもの種類がありますが、その構造からポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の 3 種類に分類され、これらをまとめてダイオキシン類と呼びます。

ダイオキシンは種類によって毒性が大きく異なるので、毒性の最も大きいものを基準として、他のダイオキシンの毒性の強さを評価しています (TEQ という単位が使われます)。排出ガスの場合は温度 0 度、圧力 1 気圧に換算した体積として「N」という単位が使われます。なお、単位の ng (ナノグラム) は 10 億分の 1 グラム、pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラムを表します。たとえば、東京ドームを水でいっぱいにして、その中に角砂糖 1 個溶かしたとき、その 1 cc の水に含まれる砂糖が 1 pg (ピコグラム) になります。

(2) その他の有害化学物質

有害性のある化学物質の環境への排出量の把握により、化学物質を取扱う事業者の自主的な化学物質の管理を促し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止することを目的に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質管理促進法又はP R T R法)が平成13年4月1日から施行され、平成14年4月から報告が義務付けられました。

7 公害苦情申立

平成13年度の苦情申立件数は21件で、その内訳は、大気汚染8件、水質汚濁4件、騒音1件、振動2件、悪臭5件、その他1件となっています。一番多かった苦情は、大気汚染、悪臭に関連した屋外での焼却行為に対しての8件となっています。

8 廃棄物

(1) 一般廃棄物

平成13年度のごみの排出量は18,087トン、市民一人1日当りにすると1,114グラムとなります。(全国平均は平成11年度で1,114グラム)

ごみの処理方法の内訳を見ると、焼却処理79%、資源化18%、直接埋立3%となります。燃えるごみの組成をみると、紙類が62%、厨芥類17%、ビニール・合成樹脂・ゴム類9%と続いています。紙類の減量、資源化をさらに進めていく必要があります。

資源ごみは総量で3,321トンになり、資源化率(資源化量/排出量)は18.4%です。内訳は古紙67%、次いでビン11%、カン6%となっています。

一般廃棄物排出量

単位：t

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
16,823	17,554	17,463	17,643	18,087

図1 一般廃棄物排出量内訳の推移

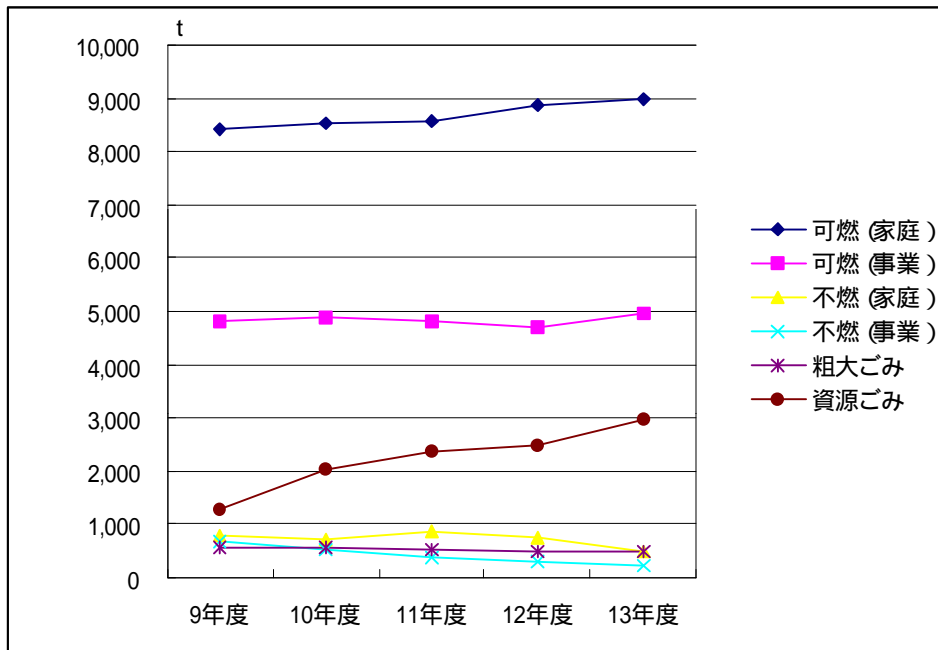


図2 処理方法の内訳(平成13年度)

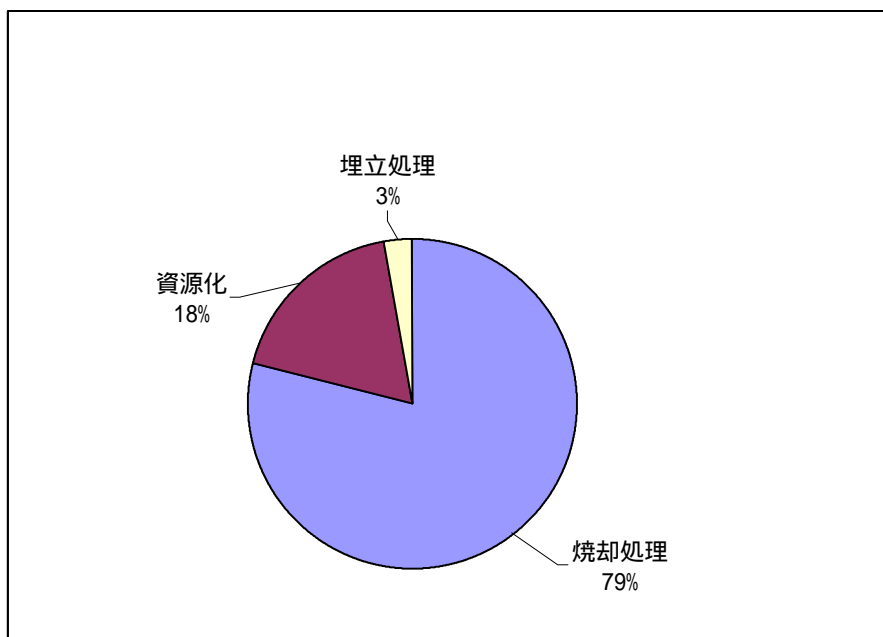


図3 燃えるごみの組成割合（平成13年度）

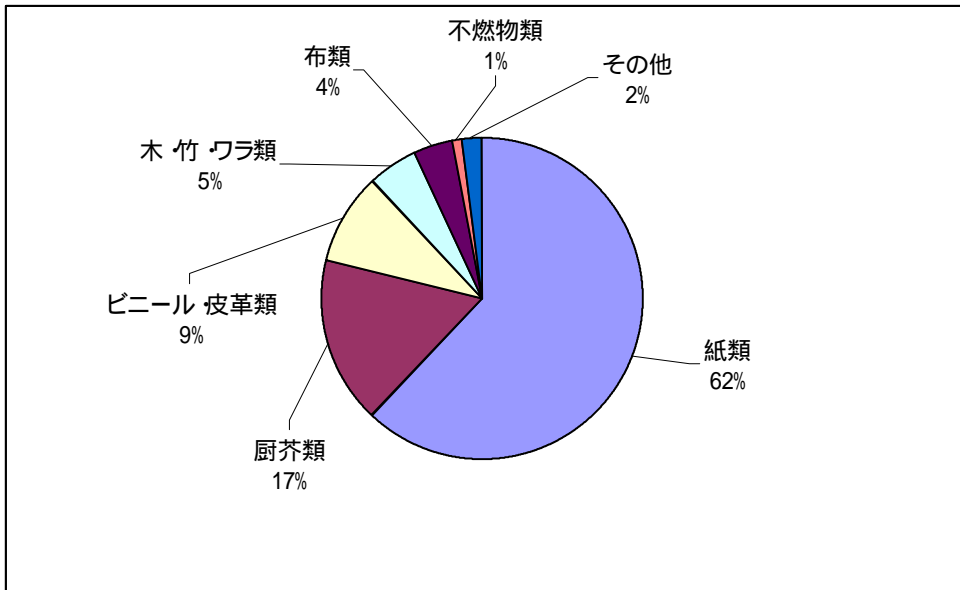
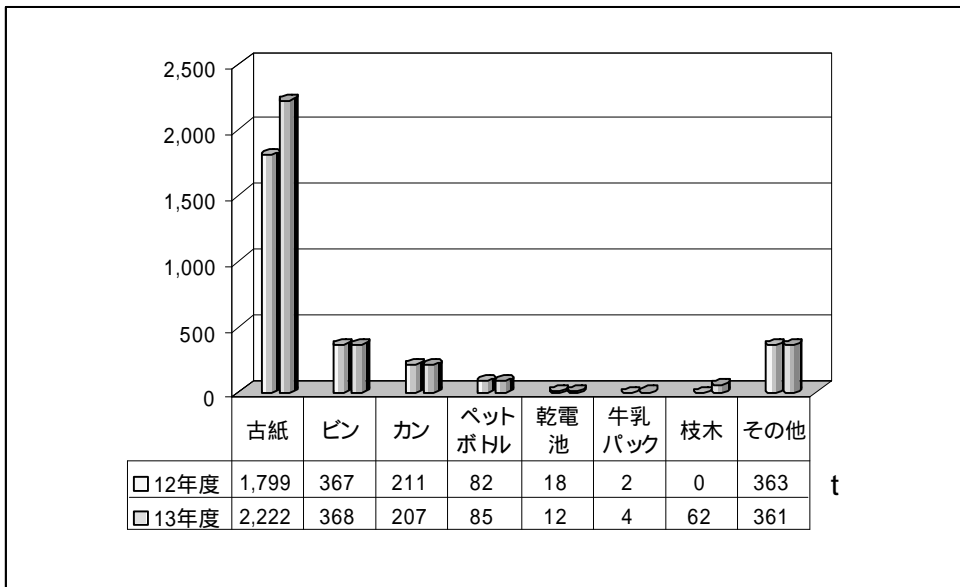


図4 資源化ごみの内訳



(2) し尿

公共下水道の整備、浄化槽の設置等により、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。平成 13 年度の一般家庭・事業所からのし尿収集量は 4,593 キロリットル、浄化槽汚泥収集量は 6,658 キロリットルでした。

し尿処理人口

(各年度とも3月末現在)

	公共下水道		浄化槽		汲取り		自家処理		合計
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
12 年度	25,040	56.4	12,974	29.2	6,263	14.1	145	0.3	44,422
13 年度	25,335	57.1	12,915	29.1	5,961	13.5	143	0.3	44,354

し尿汲取り・浄化槽汚泥収集量の推移

単位：キロリットル

	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
し尿汲取り	5,880	5,371	4,702	4,593
浄化槽汚泥	6,892	6,903	6,032	6,658

第3章 環境保全のために講じた施策

1 大気汚染の防止

(1) ばい煙発生施設等の指導

ボイラー、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設については、大気汚染防止法に基づき県が立入り調査を実施して指導しています。

近年、焼却に伴い排出されるダイオキシン類による環境汚染に関心が高まり、野焼きや小型焼却炉の煙に対する苦情が増えています。野焼きについては平成13年4月1日からの廃棄物の処理及び清掃に関する法律により自粛するよう指導しています。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の焼却炉については県に届出ると同時にダイオキシン類の測定が義務付けられました。なお、平成14年12月から焼却炉の構造基準が強化され、現在使用中の焼却炉のほとんどが使用できなくなります。

(2) 見附市清掃センターダイオキシン類恒久対策工事

ダイオキシン類の環境中への排出を減らすために、廃棄物処理法や大気汚染防止法に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制や施設の改善などの対策が進められてきました。さらに、平成12年1月からダイオキシン類対策特別措置法が施行され、環境基準、特定施設や排出基準が設定されました。

当市のごみ焼却施設である清掃センターは、平成12・13年度の2ヵ年計画でダイオキシン類削減恒久対策事業として、排ガス高度処理施設の整備及び灰固形化施設の設置工事を行いました。その結果、新排出基準値を下回る施設となりました。(10ページ参照)

今後も、施設の適正管理、焼却ごみの減量化への取り組みに努めていきます。

(3) フロンガス回収

オゾン層の破壊や地球温暖化の原因といわれているフロンガスの排出を抑制するため、本市では廃棄された家庭用冷蔵庫からフロンガスの回収を行っています。

平成13年4月からは家電リサイクル法施行に伴い家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)を市では回収処理しなくなりましたが、家電4品目対象外の除湿機等からフロンガスを回収しています。

フロン回収量(平成13年度)

品目	回収台数	フロン回収量
除湿機	101台	44.3kg
エアコン	189台(うち12年度収集分187台)	
冷蔵庫	634台(うち12年度収集分625台)	

2 騒音・振動の防止

(1) 北陸自動車道騒音の対策

毎年、北陸自動車道沿線の3地点で騒音調査を実施しています。平成13年度は全地点とも騒音に係る環境基準を下回っています。市内の住宅が面する北陸自動車道沿線には、遮音壁が設置済みであり、今後とも、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて日本道路公団に対し、低騒音舗装への改修等を要望していきます。

(2) 上越新幹線騒音の対策

新潟県が測定した市内の1地点でも、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成できませんでした。今後とも、遮音効果の高い防音壁、低騒音構造の車両等の開発及び導入を行ってもらうよう、新幹線騒音振動対策関係市町村連絡会議を通じてJR東日本に要望しています。

(3) 工場等の騒音振動の対策

騒音規制法、振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の設置、作業を行う事業者に対し、届出書の提出、法の遵守等の立入り調査を実施しています。

3 水質汚濁の防止

(1) 信濃川水系水質保全合同河川パトロール

刈谷田川が合流する信濃川は、その源を長野、埼玉、山梨県境の甲武信ヶ岳に発し、長野県・新潟県を北流して日本海に注ぐわが国屈指の大川であります。信濃川流域の主要な産業は、鉄鋼、機械、製紙、織物、洋食器、電気、化学工業等があり、最近では重化学工業の占める割合が年々高くなる傾向にあります。刈谷田川は過去5年間環境基準を達成していますが、事業系の汚濁負荷割合が高いため、事業場に対する汚濁負荷削減対策の徹底に努めていかなければなりません。

昭和47年に北陸地方整備局、関東通商産業局、新潟県、長野県、流域内市町村、水道管理者を構成メンバーとして信濃川水質汚濁対策連絡協議会を設立し、緊急時に関する連絡体制、水質監視、水質汚濁対策の推進に関する連絡調整を行っています。平成13年度は刈谷田川に係る水質事故（油流失）の発生はありませんでした。

(2) 生活排水の処理

水洗化を促進するため、市では、下水道処理区域及び農業集落排水処理区域では排水設備設置資金、前記処理区域以外では浄化槽設備設置資金の融資制度を実施しています。下水道等の整備の進捗に伴い、水洗化人口も年々増加しています。

平成13年4月1日から浄化槽法が一部改正され、浄化槽の新設時は合併浄化槽の設置が義務づけられました。

浄化槽処理人口（平成14年3月末現在）

合併浄化槽人口	単独浄化槽人口	農業集落排水人口	合計
534人（4.1%）	10,999人（85.2%）	1,382人（10.7%）	12,915人

4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策

(1) 一般廃棄物収集

家庭ごみは「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に大別し、市内460箇所のごみステーションで収集しました。収集は委託業者4社が収集計画に従い、効率的に行いました。

収集回数

種 類	収集回数
燃えるごみ	週 3 回
燃えないごみ	月 2 回
粗大ごみ	年 2 回
資源ごみ	月 1 回

収集量（平成 13 年度）

単位：t

燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合 計
8,783	362	486	520	10,151

（ 2 ）資源ごみ回収

平成 3 年度から、市内全域を対象に資源ごみ回収を開始し、当初は、ビン・カンの 2 品目の回収でしたが、平成 12 年度には乾電池・その他包装紙の回収、そして平成 13 年度ではチップシュレッダーを購入し、家庭内から出る剪定した枝木をチップ化して、緑のリサイクル事業も開始し、資源物 10 品目（ビン・カン・ペットボトル・新聞・雑誌チラシ・段ボール・その他包装紙・牛乳パック・乾電池・枝木）の回収を行っています。この 10 品目に燃えないごみ処理後の破碎スクラップと粗大ごみからの資源物を加えた資源化率は 18.4%でした。

平成 13 年度は葛巻資源回収棟を改築、そして今町地区でも古紙類を自由に持ち込んでいただけるように今町資源回収棟を新築しました。

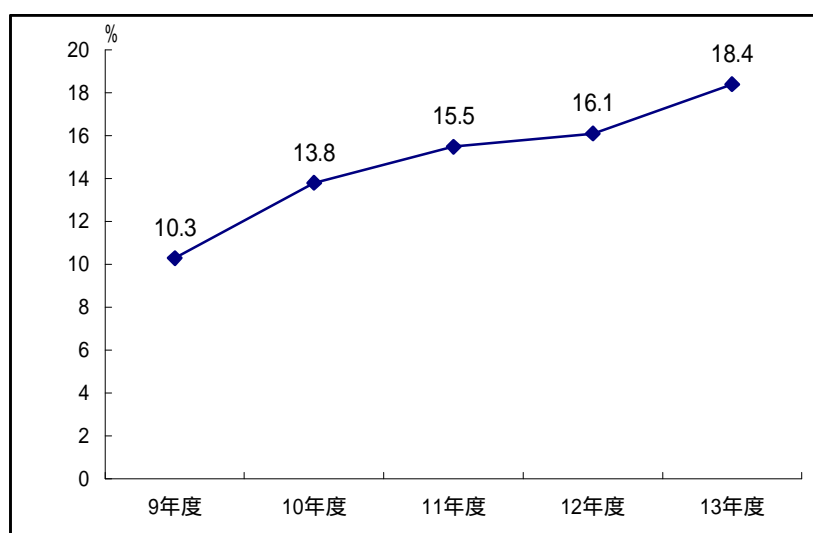
資源ごみ内訳

単位：kg

品目		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
ビン		320,750	403,840	384,010	336,770	367,660
カン	スチール	135,957	152,745	154,580	147,740	142,947
	アルミ	49,573	58,555	61,970	63,460	63,940
ペットボトル		25,337	50,540	66,790	81,910	85,240
新聞		453,710	496,947	608,260	667,740	773,710
雑誌・チラシ		345,210	768,291	871,760	882,030	1,108,240
段ボール		101,150	126,283	205,290	236,000	310,400
牛乳パック		4,210	3,630	1,120	1,790	4,110
その他包装紙		-	-	-	7,660	29,420
乾電池		-	-	-	18,510	11,935
枝木		-	-	-	-	62,190
破碎スクラップ ^o		266,870	183,010	173,570	189,020	188,660
粗大ごみ資源		189,260	182,510	174,100	174,240	172,179

はステーション回収している4品目（ステーション数168）

図5 資源化率の推移



(3) 集団回収の奨励制度

平成7年度から古紙回収(新聞、雑誌、段ボール)を行う市民団体に対して、回収量に応じて1kg当たり3円の奨励金を交付しています。平成12年度には品目にチラシ、その他紙製包装紙を加えました。

	登録団体	回収量(kg)
平成9年度	64	401,460
10年度	62	771,060
11年度	61	1,008,070
12年度	62	998,920
13年度	63	1,301,170

(4) 生ごみ処理容器購入費補助

家庭から排出される生ごみを減量し、肥料としての利用を促進するために、平成3年度からコンポスト容器の購入に対して、平成12年度からEMボカシ容器の購入、そして平成13年度からは電動生ごみ処理機購入の補助金制度を実施しています。

補助台数の状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	補助累計台数
コンポスト容器	79	110	55	2,415
EMボカシ容器	-	120	13	133
電動生ごみ処理機	-	-	123	123

5 環境美化のための施策

(1) クリーン作戦

毎年、春と秋、きれいなまちをつくる会主催の市内道路沿いに散乱している空きカン、空きビン等の回収事業を後援し、回収品の収集・処理を実施しました。

クリーン作戦の実績(平成13年度)

実施日	参加者数	回収量		
		燃えるごみ	燃えないごみ	合計
13.4.15(日)	1,002名(男519 女483)	-	3,860kg	3,860kg
13.10.7(日)	35名(男20 女15)	-	90kg	90kg

(2) 環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業

平成 13 年度から、市内 6 地区で各 2 名ずつ計 12 名の環境パトロール員が、ごみの不法投棄の防止・発見、平成 13 年 4 月 1 日から禁止の野焼き啓発のために、132 回のパトロールを実施しました。不法投棄で一番多いごみはタイヤの 118 本で、その他 59 品目にもなります。パトロール員から報告を受けた不法投棄ごみは、その後、専門業者により回収を行いました。

不法投棄ごみの回収実績（平成13年度）

燃えるごみ	燃えないごみ	合計
1,820 kg	17,220 kg	19,040 kg

(3) 空き地の適正管理指導

見附市空き地の適正に関する要綱に基づき、空き地の所有者の方に雑草等の除去を依頼しています。平成 13 年度の依頼件数は 44 件でした。

(4) 廃棄物不法処理防止連絡協議会

三条保健所管内の県、警察署、市町村、建設業組合、内水面漁業協同組合、産業廃棄物協会を構成団体として、廃棄物の不法投棄等不法処理を防止するため、情報の交換及び啓発事業を行っています。平成 13 年度は、野焼き禁止と不法投棄防止のパトロール、管内で不法投棄されたタイヤの回収を行いました。

6 害虫発生を抑制するための施策

(1) 側溝清掃事業

例年 5 月に、市街化区域内の住民に側溝清掃用の泥収集袋を配付し、側溝泥を収集しています。平成 13 年度は 83 町内が実施、220.57 t の側溝泥を収集しました。

(2) 防疫薬剤の配付

市街化区域外の下水道未整備区域などで、春から秋にかけて蚊やハエなどの害虫による伝染病等の発生を防止するために、平成13年度には防疫薬剤を83町内、計1,144リットル配付しました。下水道処理区域の拡大、浄化槽の普及により年々防疫薬剤の配付量は減少しています。

(3) アメリカシロヒトリ防除

アメリカシロヒトリ防除のために、薬剤噴霧機の貸出し、薬剤の無償提供を実施しています。平成13年度実施の町内又は班は89あり、薬剤使用量は485.5リットルでした。

7 動物に関する施策

(1) 野生動物の保護

鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、平成14年12月現在、市内では新田観音山(21ha)が鳥獣保護区、細越(43ha)と中部産業団地(138ha)が銃猟禁止区域、そして庄川休猟区(1,250ha)が設定されています。

(2) 探鳥会の開催

毎年5月10日から5月16日は愛鳥週間であり、平成13年度も5月13日(日)に大平森林公園を会場に探鳥会を開催しました。参加者53名で、21種類の野鳥の姿や声を確認しました。

(3) 犬の登録

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防集合注射を行いました。

平成13年度の頭数

登録頭数	予防注射頭数
1,415 頭	1,352 頭

(4) 有害鳥獣の駆除許可

日本の野生動物は鳥獣保護法の規定で、むやみに捕獲したり殺したり出来ないこととなっています。ただし、農作物に危害を加える、あるいはレジャーとしてであれば申請によって駆除や狩猟を許可されています。

平成13年度市内では農作物保護のため6件の申請許可がありました。

有害鳥獣駆除の捕獲数(平成13年度)

カラス	トバト	キジバト	ムクドリ	加ガモ	スズメ	ゴイサギ	タヌキ	ノウサギ	合計
469	311	44	122	10	20	23	20	13	1,032

8 環境に関する啓発

(1) 看板デザインコンテスト

既存のごみステーション看板を一新するため、市内小学校及び養護学校の児童から看板のデザイン画と標語を募集。デザイン画は138点、標語は403点の応募があり、デザイン画と標語を組合せて、6種類のごみステーション看板が平成14年4月1日から各町内のごみステーションに取付けられました。



新潟小学校区



見附第二小学校区



見附・名木野・葛巻小学校区



今町小学校区



田井小学校区



上北谷小学校区

(2) 環境リサイクルフェアの開催

第9回目を迎える環境リサイクルフェアを見附市中央公民館を会場に、平成13年10月7日に開催しました。同日、フリーマーケット実行委員会による本町中央商店街でのフリマ天国 in 見附、クリーン作戦も開催されました。来場者数は1,100人。実施内容は次のとおりです。

市民団体の取組	家庭用品の修理	市の環境施策紹介
市内企業のエコビジネス	リサイクル品販売	ごみ処理施設見学
ハイブリット車の展示・試乗	ごみステーション看板デザインコンテスト	
みつけごみ問題 本音(ぶっちゃけ)ミニトーク		

(3) ごみ環境問題検討懇談会

見附市の環境問題を解決し、健全で恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政の代表が集まり約 2 年間に渡り協議してきました。平成 14 年 2 月に協議結果を報告書にまとめ、市長に報告しました。

市では見附市の環境を守り続けるために、この報告をもとに取り組みを進めていく予定です。

報告の概要

ア 基本目標

私たちをとりまく大気、水、土壌、動植物など、あらゆる生き物の環境は、私たち現在の世代だけのものではなく、将来世代とも共有しているものです。そのため、将来世代へ市民共有の財産として良好な環境を引き継げるように保全するとともに、心の豊かさが感じられ、環境汚染のない安全で自然と共有できるまちづくりを目指します。

イ 行動目標

基本目標を達成するため、大量生産・大量消費・大量廃棄という生産・浪費型社会から環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

4つの目標

人材の育成、環境保全への意識・行動を高めるため、環境学習を推進します。
市民・事業者・行政の総参加によるごみの減量・リサイクルを推進します。
環境にやさしい行動を実践します。(生産・流通活動・消費行動など)
ごみ・環境問題を通じて市民・事業者・行政が相互に連携・協働するまちを目指します。

ウ ごみ減量化の目標値(目標年度は平成 22 年 平成 12 年度数値を基準として)

総排出量 20%以上削減
リサイクル率 24%以上

エ これからの検討の柱

家庭ごみの有料化、事業系ごみの処理料金の見直し
紙ごみ、廃プラスチックの排出の抑制と資源化の推進
環境を考える人材の育成と環境教育
環境センター(リサイクル工房)の設置
環境基本計画の策定

9 環境生活課の機構と事務内容

(平成14年4月1日現在 職員11名)

■ 生活環境係 ■

3名

一般廃棄物に関する事項
公害防止、不法投棄に関する事項
し尿処理に関する事項
浄化槽に関する事項
環境保全及び自然保護に関する事項
鳥獣保護に関する事項
ごみ・環境問題講座、環境リサイクルフェアに関する事項

■ リサイクル推進係 ■

2名

資源ごみに関する事項
古紙類集団回収奨励事業に関する事項
生ごみ処理機補助に関する事項
緑のリサイクル事業に関する事項
市民農園に関する事項

■ 見附市清掃センター ■

0258-63-3564

2名

所在地 見附市椿沢町字滝ノ入 4834 番地
稼働日 昭和61年8月1日
処理能力 可燃物 60 t / 日 (30 t / 16 h × 2 炉) 不燃物 10 t / 5 h
炉型式 ストーカ方式
管理業務委託先 日本ヘルス工業(株) 11名

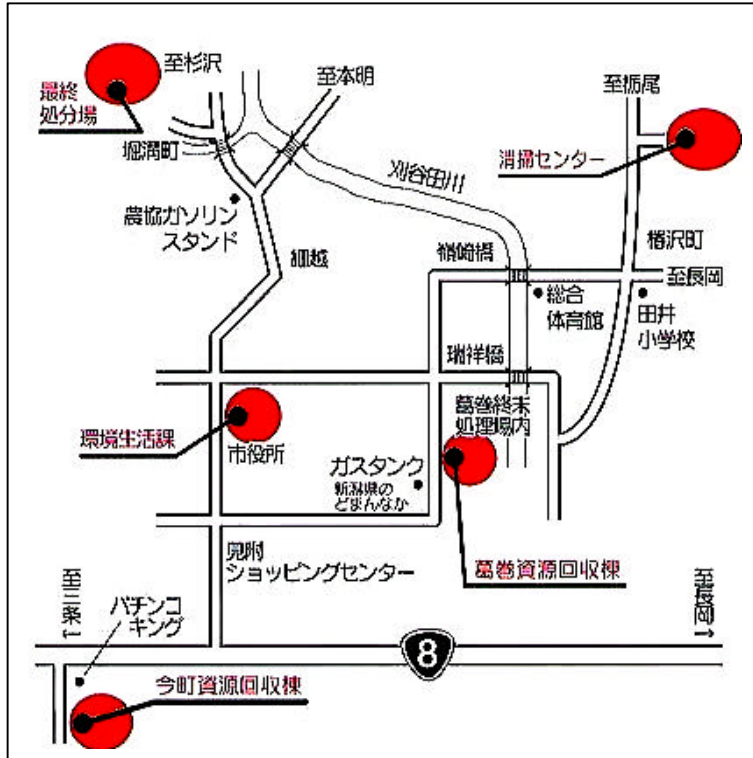
■ 見附市一般廃棄物最終処分場 ■

0258-62-3046

2名

所在地 見附市掘溝町字東谷 408 番地
開始日 昭和55年度(第1期) 昭和62年度(第2期)
平成12年度(第2期かさ上げ)

施設案内図



平成 14 年版 見附市の環境

平成 14 年 12 月 発行

編集 見附市環境生活課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号

電話 0258-62-1700

FAX 0258-63-1006